

監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）

明光監査法人

目次

1.	監査品質向上に向けた取り組み及び事務所の概要.....	2
(1)	監査事務所の最高責任者からのメッセージ(経営方針及び監査品質向上に向けた取 り組みについて).....	2
(2)	事務所の概要	5
2.	経営管理の状況等	7
(1)	品質管理基盤	7
(2)	組織・ガバナンス基盤.....	13
(3)	人的基盤.....	15
(4)	IT 基盤	19
(5)	財務基盤.....	20
(6)	国際対応基盤	22
(7)	その他	22

1. 監査品質向上に向けた取り組み及び事務所の概要

(1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

① 理事長メッセージ

明光監査法人では「質の高い監査業務を追求する」、「監査業界の発展に貢献する」、「法人内で働く人の幸福を追求する」、「中小規模の監査法人に対する社会からのニーズに応える」、「監査に対する社会からの評価を高める」という5つの経営理念の下、監査業務を行っています。

また、当法人の特徴として、パートナーが10人未満、全ての職員を合わせても20人未満であるという中小監査法人であり、非常勤職員の割合が多いという特徴があります。

上記の経営理念、当法人の特徴を踏まえ、社会からの当法人へのニーズに応えるべく、当法人で働く専門職員という人的資源、職場環境の充実を図ることが肝要と考えております。すなわち、「充実した研修制度」、「効率的かつ、情報漏洩を防ぎ確実な監査業務を支援するITの導入」、「スムーズで確実な判断を行うための体制」の整備に特に力を入れて実践しております。詳細な内容は本項③をご参照ください。

私は2023年6月に3代目の理事長として就任しましたが、代々、弊法人の理事長は年間の半分以上をクライアントの監査現場へ往査し、指導的機能を発揮して参りました。そのような監査へのひたむきな姿勢が、クライアントの健全な発展に寄与し、明光監査法人においても着実な経営を行うことができた大きな要因であると思っています。

これからは上記の伝統に加え、より高い品質管理の体制を目指し、そのための施策を着実に実行することで、より高度な品質の監査業務を提供して参ります。

代表社員 理事長 中村 憲夫

② 経営理念と行動指針

以下の経営理念、行動指針をホームページ及び社内イントラネットにて開示し、法人内外へのアナウンスをしています。

経営理念

- ・ 質の高い監査業務を追求する
- ・ 監査業界の発展に貢献する
- ・ 法人内で働く人の幸福を追求する
- ・ 中小規模の監査法人に対する社会からのニーズに応える
- ・ 監査に対する社会からの評価を高める

行動指針

- ・ 私達は、現場往査を第一に優先し、有用な情報取得に努めます
- ・ 私達は、監査業界の未来を担う人材を教育します
- ・ 私達は、組織で働く一人一人の多様性を尊重します
- ・ 私達は、中小規模の監査法人の強みを生かし、確実・迅速に行動します
- ・ 私達は、社会からの信頼に応えるために、常に誠実に行動します

③ 監査品質向上に向けた取り組み

1. 充実した研修制度

前述の経営理念の達成、および、明光監査法人が少数精鋭の体制を採っていることから、そこで働く専門職員が会計・監査のプロフェッショナルとして高い品質の監査業務を行えるよう、研修制度の充実が必須となります。

明光監査法人では、毎年、精緻な年間研修計画を作成し、研修計画の作成に当たっては、十分な受講機会・時間を確保するよう留意しています。

また、法人主催研修は、会計、監査、税務、法令、情報セキュリティ、不正リスク、インサイダー取引規制、コンプライアンスの各分野における、法人内・法人外のプロフェッショナルを講師として招き、最新の基準・法令等の知識のアップデートを図っています。

2. 効率的かつ、情報漏洩を防ぎ確実な監査業務を支援する IT の導入

多様な働き方を認め、法人内で働く人の満足度を高めること、また、上場会社の監査人として、秘匿情報の漏洩を徹底的に防ぐため、2023 年度以降、全職員への PC 貸与、法人内サーバーを構築し、主に下記のような施策を講じています。

- ・貸与 PC の操作について専用ツール（Lanscope）によるモニタリング
- ・法人内サーバー、クラウドを活用したバックアップ
- ・IPA のリスク分析シートを活用した法人内 IT リスクの分析・対処

3. スムーズで確実な判断を行うための体制

明光監査法人では、小規模監査法人であるフットワークの軽さを生かし、基本的に業務執行社員が現場の主査業務を務めるとともに、社員会を機動的に開催し、監査上の重要な判断について十分な議論を行い、解決することができます。

また、より複雑な問題に対しては、IFRS、USGAAP、法務、不正リスク、職業倫理・独立性、会計監査（JGAAP、JGAAS）、IT の各分野において、高度な専門的知識を有する専門家を、専門的な見解の問合せ先として設定しています。

(2) 事務所の概要

① 監査法人の名称

明光監査法人(英語名 Meiko Audit Corporation)

② ホームページ URL

<https://meiko-audit.com/>

③ 理事長

中村 憲夫

④ 品質管理担当責任者

柴崎 智延

⑤ 事務所所在地

東京都千代田区九段南二丁目 2 番 1 号 エース九段ビル 2 階

⑥ 沿革

設立	1995 年 4 月	萩原公認会計士事務所、田代公認会計士事務所の監査業務を引継いで設立
事務所移転	2008 年 12 月	埼玉県熊谷市より東京都町田市に事務所を移転
理事長交代	2010 年 6 月	初代 萩原篤より第 2 代 杉村和則に交代
事務所移転	2023 年 6 月	東京都町田市より東京都千代田区に事務所を移転
理事長交代	2023 年 6 月	第 2 代 杉村和則より第 3 代 中村憲夫に交代

⑦ 人員構成

- ・ 社員の数
公認会計士 7 人
特定社員 0 人
- ・ 公認会計士である使用人の数
7 人

⑧ 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の名称、目的及び構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要な事項に関する意思決定を行うため	7 人	0 人	7 人

⑨ 監査対象会社の属性別の数

2025 年 3 月 31 日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	2 社	2 社
②金商法監査		
③会社法監査	1 社	
④学校法人監査	9 社	
⑤労働組合監査	3 社	
⑥その他の法定監査		
⑦その他の任意監査	2 社	
計	17 社	2 社

⑩ 上場会社等の主な監査対象会社名

西華産業株式会社
朝日観光株式会社

2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

① 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等

当監査法人では、公認会計士法・同施行令・公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令、日本公認会計士協会が公表する会則・倫理規則その他に含まれる倫理に関する規定で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

この方針及び手続の一環として当監査法人の品質管理に関し最終的な責任を負う品質管理担当責任者は定期に、又は必要に応じて随時、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を全ての監査実施者に提出させています。これにより、利害関係の有無を調査し、独立性保持に疑いを持たれるような関係や外観が識別された場合に、品質管理担当責任者はその脅威を受容可能なレベルにまで軽減又は除去するための措置を講ずることとしています。

監査の品質管理は、当監査法人にとって最も重要な基盤をなすものであり、品質管理担当責任者、定期的検証担当者が法人の品質管理を維持向上のために日々業務に当たるとともに、理事長と連携して監査法人全体への監査の品質を維持することを重視する組織風土を醸成しています。

当監査法人は、原則として初心者ではない公認会計士(監査業務の経験が3年以上の公認会計士)のみが各監査チームの構成員*1 となっており、中小規模の監査法人としてこのような特性を生かしつつ、必ずしもベテラン公認会計士個人の技量に委ねるのみにならないよう監査法人のルールや監査手法を定め、これを順守したうえで組織的な監査を実施する体制を構築しています。このような体制を整えることにより、リスクアプローチの概念に合致しつつ、形式のみならず実質的な監査の品質を確保できるような監査を実施しています。

当監査法人において、審査は複数人による合議制の審査ではなく、個人が責任感をもって審査を行う特徴を有するレビューパートナー制*2 を採用しています。ただし、何らかの重要な事象が生じた場合には、社員会の任命により複数名による審査体制を組成するよう柔軟な対応をしています。

当監査法人では、定期的検証者を定め、第三者的な観点より法人全体として又は各監査チームにおいて監査の品質を担保できる体制が整備、運用されていることを確認しています。

当監査法人は、中小規模の監査法人であることから組織構成員全員に代表者の品質管理を重視する意思を普段の監査の現場からも伝達することが可能であり、代表者のみが監査及び品質管理の主役となるのではなく、構成員それぞれが監査法人内での監査及び品質管理の主役となり責任感を持って監査を実施しています。このような組織風土により、法人全体の品

質管理を維持向上できることが特徴であり、いたずらに規模の拡大を追い求めるのではなく、このような特徴を維持できるペースで、特定のクライアントに依存しない独立性を確保したうえでの法人規模の発展を達成してまいります。

なお、当監査法人では、監査の品質の持続的な向上を達成するために、理事長が全職員に向けてアナウンスを実施し、面談により浸透具合の確認を実施しています(詳細は別紙 原則 1 指針 1－1 の当監査法人の対応参照)。

*1 IT に関連する監査においては、公認会計士以上の IT に関する知識を有する IT の専門家を監査チームの構成員としています。

*2 特定の監査業務に関して審査担当者を選任する審査制度になります。

当監査法人では、監査上のリスクを把握し、監査リスクに適切に対応するために経済環境等のマクロ的な観点を含む分析を実施し、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備をしています。具体的な整備状況は、監査品質のマネジメントに関する年次報告書(別紙)原則 2 指針 2－2 の当監査法人の取り組みを参照ください。

② 上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

当監査法人では、上場会社の監査を公正かつ的確に行うために、特定の上場会社からの報酬依存度を日本公認会計士協会が求める 15%以下となるように努めています。

また、上場会社の監査の難易度は、一般に高くなることから原則として一定の経験を有する公認会計士(監査業務の経験が 3 年以上の公認会計士)のみを監査に従事する職員として採用しています。

上場会社の監査においては、高度で組織的な監査が求められることから業務の品質の管理に主として従事する公認会計士を品質管理担当責任者として設定し、品質管理業務に費やす時間を品質管理担当責任者及びその補助者について十分に確保し、監査チーム外より業務の品質の確保に努めています。また、上場会社の監査の審査員については、能力面と関与時間面において、特に厳格な選定基準を設けて審査員の選定を実施しています。

なお、高度な能力と十分に時間を確保できる人材を定期的検証担当者として設定し、監査事務所としての品質管理状況と監査チームにおける個々の監査業務の実施状況について、定期的検証担当者が鳥瞰的な視点より定期的な検証を実施しています。

③ 監査品質の維持向上のための適時適切な研修の提供体制

当監査法人では、監査従事者が積極的に研修に参加し、常にレベルアップすることを全員が心掛けており、それをより確実なものとするため、当監査法人の内部規定である監査の品質管理規程の運用細則として「採用、教育・訓練、評価及び選任細則」を定め、当監査法人所属員については、*CPD(継続的専門能力開発)制度において単年度で年間 40 単位を取得す

ることにし、必要単位並びに必須項目の単位を取得できなかった場合には、パートナーについては監査責任者としての関与できないルールを設け、職員である監査補助者については当監査法人の監査業務に関与できないルールを設けています。

なお、当監査法人では、監査品質の維持向上のための研修として、パートナーを中心に監査事務所内の各個人毎に求められる能力の相違を考慮して研修担当パートナーが研修内容を定め、これを年間研修計画としてまとめています。

また、法人主催必修研修については、不参加者がいる場合にはeラーニング化を行い、eラーニングにて研修の受講を促しています。

*公認会計士としての使命及び職責を全うし、監査業務等の質的向上を図るために、日本公認会計士協会は会員(公認会計士)に対して研修の履修を義務付け資質の維持・向上を行うとともに、それぞれの会員が将来の活動領域を見据えた上で、継続して自主的に、かつ、能動的に能力開発を行うこと、また、それぞれの会員が能力開発を行うためのサポートを協会が行うこと、これら全体の制度を、継続的専門能力開発(CPD=Continuing Professional Development、以下「CPD」という)制度といいます。なお、この制度においては、会員に一定の単位を取得することを定めています(当該事業年度を含む直前3事業年度合計120単位、当該事業年度に最低20単位など)。

④ 今後、どのような状況変化があれば現状の体制を強化する必要があると考えているのか

金融庁等や日本公認会計士協会が定める監査業務に関するルールが改定される都度、現状の体制で充分であるかの検討を行い、適時適切に体制を強化することとしています。

また、当監査法人はコンサルティング業務を法人の目的としていますが、現状において監査業務から派生した監査クライアントに対する非監査業務(監査証明業務又は監査手続と直接的関連性を有するため、監査業務を実施する会計事務所等により提供されることが効率的であり、かつ、監査の品質を向上させることにも有用であると認められる業務又は法令等により監査業務を実施する会計事務所等が実施することを要請されている業務(例：コンフォートレター作成業務))以外の非監査業務を実施していません。そのため、監査法人が実施する非監査業務により利益相反や独立性の懸念が生じることは想定していません。今後、一般的なコンサルティング業務を実施する場合には、必要に応じてこれに対応するように体制を強化、変更してまいります。

⑤ 今後、被監査会社数が急激に増加しているようなケースが生じた場合には、どのように対応していくのか

原則として被監査会社数が急激に増加するようなケースを想定していませんが、被監査会社が増加する場合には、監査の人材を質的、量的な観点から確保することが可能であるかなどの観点より慎重な検討を行います。当監査法人は、既存のクライアントへの監査の品質の低下が起こらず、新規のクライアントに対しこれまで以上の監査の品質を維持した業務の提

供を行うことができる場合にのみ監査クライアントの新規受嘱を行います。

「品質管理基盤」関連 AQI(監査品質の指標 (Audit Quality Indicator(以下「AQI」という。)))

「パートナー、職員ごとの平均監査経験年数」

職種	平均監査経験年数
パートナー	21 年
職員	11 年

「品質管理業務の対応人員数」

職種	対応人数
パートナー	7 名
職員	4 名

「パートナー及び専門職員の作業負荷の状況」

職種	1 日当たり平均 残業時間
パートナー	0.3 時間
職員	0 時間

*当法人の 1 日作業標準時間である 7 時間を超過する時間のみを集計し、算定しています。

「非常勤専門職員の人数」

職種	非常勤職員数
パートナー	0 名
職員	9 名

「業務執行社員及び主査 1 人当たりの担当クライアント数」

職種	1 人当たり担当 クライアント数
業務執行社員	4.2 社
主査	4.2 社

*現状、業務執行社員が主査を務めています。

「監査事務所内の監査品質に関する意識調査」

No	質問項目	平均値
1	新しいアイデアを積極的に取り入れている。	3.8
2	業務を進める上で、適宜柔軟に対応している。	3.8
3	経営者は新しい手法や技術を試みている。	3.8
4	メンバーはより良い方法を考え出すことに喜びを感じている。	3.5
5	意見を自由に述べ、本音で話すことができる安全な環境である。	3.7
6	事務所は専門職員に対してオープンで透明性がある。	3.8
7	重要な情報は適時に伝達されている。	3.6
8	経営者とのコミュニケーションは、率直かつ誠実に行われている。	3.8
9	上司は職員の意見に耳を傾けることに関心がある。	3.7
10	コスト管理の責任は、全ての専門職員とパートナーが共有している。	3.5
11	各職員がコスト、品質、生産性に重要な影響を及ぼしている。	3.6
12	成果物やサービスの品質向上のための機会が多くあります。	3.7
13	上司にとって、高品質の仕事をすることは重要である。	3.8
14	職員は品質の高い仕事をすることに真剣に取り組んでいる。	3.8
15	チームやグループでの作業が一般的である。	3.7
16	情報は信頼と信用のもとに共有されている。	3.7
17	上司は従業員を意思決定に積極的に関与させている。	3.5
18	各部門では良好な協力関係が築かれている。	3.8
19	職場の人々はフレンドリーで親切である。	3.8
20	経営者と職員の関係は良好である。	3.8
21	多くの先輩職員は、新入職員が適応できるように支援する傾向にある。	3.6
22	職員はうまく協働している。	3.6
23	仕事の目標や業績の基準が明確で理解しやすい。	3.4
24	上司は、あなたに期待していることを明確に説明している。	3.8
25	大部分の仕事の目標や基準は、現実的で達成可能なものである。	3.9
26	職員は自分の仕事の成果について知らされている。	3.6
27	業績測定に関する情報は比較的正確である。	3.6
28	モチベーションは報酬と罰則だけに基づくものではない。	3.7
29	職員は良い仕事をすれば認められている。	3.7
30	上司は、職員が仕事から満足感を得られるように支援している。	3.6
31	人々は、平均以上のパフォーマンスを達成するよう動機づけられている。	3.5
32	経営者は変化を受け入れている。	3.8
33	有用な新しいアイデアはすぐに取り入れている。	3.8
34	職員は働き方について自由に試すことが出来ている。	3.7
35	ほとんどの職員は意欲的で、新しい方法を積極的に試そうとしている。	3.5
36	変化を受け入れることは、柔軟な生き方である。	3.8
37	解決策を検討する前に、問題の原因を特定している。	3.7
38	全力で取り組みれば、業務上の問題は解決できると信じている。	3.7
39	経営者は効果的な問題解決方法を用いている。	3.8
40	決定事項に対する責任が明確である。	3.7

品質管理アンケート集計資料

採点方法:「A」の回答は4点、「B」の回答は3点、「c」の回答は2点、「D」の回答は1点とする。職員の参加/参画を促す組織風土は、総組織風土指数が120点以上で示される。いずれかのカテゴリー(例:創造的な風土、コミュニケーション)の結果の平均点が3点未満の場合は、そのカテゴリーでの弱点を示している。

創造的な風土(質問1-4)		平均
カテゴリースコア	14.9	3.7

生産性の意識(質問10-14)		平均
カテゴリースコア	18.4	3.7

対人関係(質問18-22)		平均
カテゴリースコア	18.6	3.7

モチベーション(質問28-31)		平均
カテゴリースコア	14.6	3.6

問題解決(質問37~40)		平均
カテゴリースコア	14.9	3.7

コミュニケーション(質問5~9)		平均
カテゴリースコア	18.6	3.7

参加型風土(質問15-17)		平均
カテゴリースコア	10.9	3.6

目標と基準(質問23-27)		平均
カテゴリースコア	18.2	3.6

変化(質問32-36)		平均
カテゴリースコア	18.5	3.7

カテゴリー	スコア	平均
創造的な風土	14.9	3.7
コミュニケーション	18.6	3.7
生産性の意識	18.4	3.7
参加型風土	10.9	3.6
対人関係	18.6	3.7
目標と基準	18.2	3.6
モチベーション	14.6	3.6
変化	18.5	3.7
問題解決	14.9	3.7
総組織風土指数	147.5	3.7

必要とされる対応:
アンケートの結果、比較的高得点となりましたので、引き続き監査事務所としての品質管理に関する組織構成員の意識が高くなるように努めてまいります。

(2)組織・ガバナンス基盤

① 組織、組織内の機関の役割・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人では経営の最高意思決定機関として総社員で構成される社員会を設置するとともに、監査法人の経営及び当監査法人の監査クライアントから独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能として、経営への助言・監督に精通する独立性を有する第三者（弁護士）に社員会への参加を依頼し、第三者の視点で法的な観点、財務的な観点、監査の品質的な観点より法人経営への助言(監督・評価)を求めています。

社員会において、社員間の相互牽制、及び独立性を有する第三者による経営の監督・評価を行うことで、強固なガバナンス体制を構築しています。なお、定時社員会は原則として定期的に開催しており、必要に応じて適時に臨時社員会を開催しています。

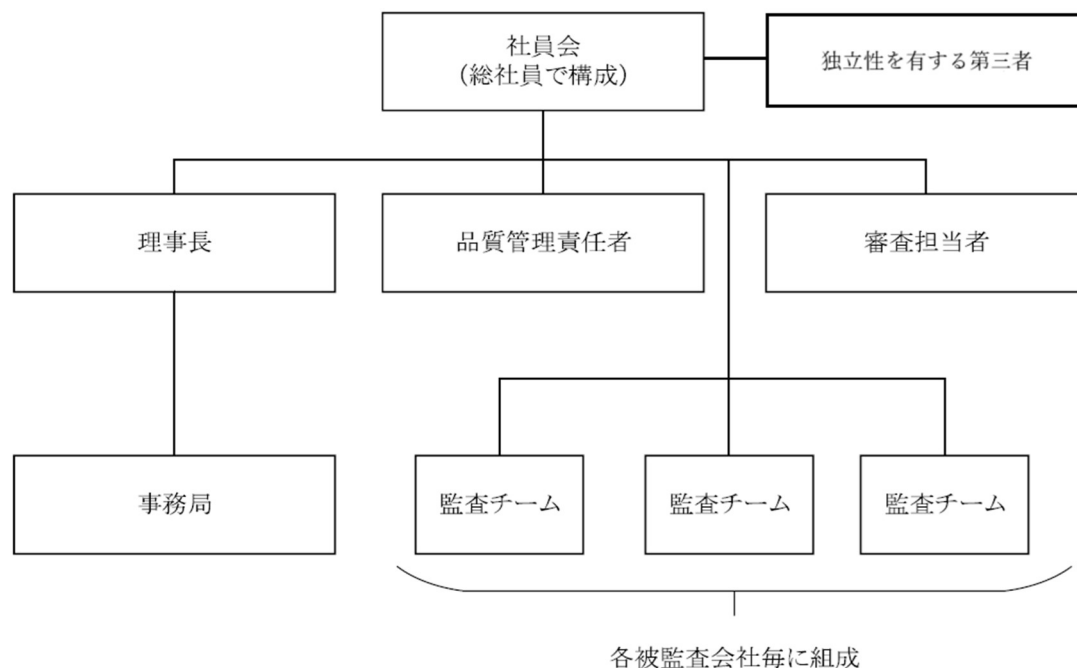
当監査法人は社員数が10名に満たず、また、総人員数が20名に満たない中小規模な組織であるため、組織体は分化させておらず、常設の組織体は社員会のみとなっています。

組織体の分化は行われていませんが、監査の品質を確保するために、品質管理担当責任者、審査担当者を責任者として定めています。監査の品質を維持するために重要である審査については、必要に応じて社員会による重要論点の協議を実施することとしています。更に、監査の品質管理の一環として定期的検証担当者を設置して、法人組織全体、経営、個々の監査業務などを鳥瞰的な視点を持ち、局面では精査を実施して定期的な検証及び日常的監視を実施しています。

また、当監査法人は改正公認会計士法施行規則に基づいて、経営管理の状況等を公表する体制の整備、監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を実施するための体制及び当該コードの適用状況を公表するための体制の整備を行っています。

今後、監査の品質を維持向上できるスピードで組織の拡大を行う方針としていますが、あくまでも監査の品質の維持向上が第一であり、機関の分化が必要になるような規模となるのは数年以上先を想定しており、現時点では、機関の分化を実施する計画はありません。ただし、将来的には監査の品質の維持向上を図りつつ、機関の分化が必要となるような監査法人の規模に拡大することを法人としての目標としています。

② 組織図



③ 監査法人のガバナンス・コードにおいて記載されている項目のうち、特に追加の説明を記載したほうが良いと思われるところについての説明

当監査法人では、監査法人のガバナンス・コードを該当しない部分を除き、大部分について採用しています。

詳細は、監査品質のマネジメントに関する年次報告書(別紙)「ガバナンス・コードの内容と当監査法人の原則及び指針単位での取り組み」を参照ください。

④ 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方

当監査法人に対して独立性を有する第三者であり、かつ、法務の専門家である当監査法人の顧問弁護士(外部有識者)が社員会へ参加することにより、客観的な立場から品質管理体制への評価や助言をもらうことが期待でき、これにより当監査法人における品質管理を重視した組織的な運営の実効性を確保できると考えています。なお、当該弁護士の独立性を維持するために、当監査法人に過度に報酬依存していないことを適宜確認しています。顧問弁護士の独立性に関する当監査法人の対応などは、監査品質のマネジメントに関する年次報告書(別紙)原則3指針3-2の当監査法人の取り組みを参照ください。

⑤ 非監査業務の提供の方針

当法人は、現在は監査業務から派生した監査クライアントに対する非監査業務(例:コンフォートレター作成業務)以外の非監査業務を実施していません。今後、独立性の強化など

の観点から適切に法人内の環境を整備したうえで、監査業務から派生した非監査業務以外のコンサルティング業務を実施する可能性はあります。

⑥ 業務提携先との関係

みその税理士法人と業務提携を行っており、必要に応じて連携を図っています。

「組織・ガバナンス基盤」関連 AQI

「社員の年間開催日数」

社員種類	年間開催回数
定時社員	12 回
臨時社員	0 回

(3) 人的基盤

① 職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別

職階	公認会計士		公認会計士以外		合計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
パートナー	7 人	0 人	0 人	0 人	8 人
職員	0 人	人	0 人	2 人	10 人
合計	7 人	8 人	0 人	2 人	18 人

② 監査業務の種類（上場会社監査、学校法人監査等）別の監査経験、専門知識の有無

当監査法人では、監査業務の種類別に、監査経験の多寡を考慮した種類別の割り振りはありません。一定の水準を満たす公認会計士のみをパートナーや職員としていることから監査経験の多寡による監査業務の種類別の割り振りは不要であると考えています。

なお、上場会社に関する専門知識が多い者、学校法人等の非営利法人の専門知識が多い者などの傾向は存在するため、監査を効果的・効率的に実施するために各人が有する専門知識の共有を積極的に行っています。

③ IT 等の専門知識を持つ人材の確保状況

当監査法人では、第二種情報処理技術者が非常勤職員として勤務しています。当該職員は、情報処理技術者として当監査法人における IT 関連の整備を担っています。また、理事長は大手監査法人の IT 監査部の出身の第二種情報処理技術者であり、IT 監査に関する豊富な経験を

有しています。税理士やコンサルティング業務などの事業を行っているパートナーや職員の中には、事業上の IT 関連業務基盤を外注せずに自ら IT 関連業務基盤を構築しているメンバーもいます。

そのため、中小規模の監査法人の中では比較的 IT 関連の知識に強い法人になっているとの自負があります。また、これらにより IT 関連の専門的な知識不足による情報漏洩の可能性などは一般に必要とされるレベル以上に低下させることができていると考えています。

なお、当監査法人では、監査業務を実施するうえで、監査を効果的、効率的に実施するリスクアプローチの観点より必要な IT に関するツールなどは積極的に取り入れており、一定程度の監査工数の削減を実践していると考えています。

④ 研修に対する方針、体制、実績

当監査法人は、実施する研修に上場会社等の監査業務を公正かつ的確に遂行するために必要な専門能力を習得・維持向上するための研修項目が十分に含まれていることを確認することとしています。また、当監査法人が必修とする研修は、パートナーを中心に監査事務所内の各個人毎に求められる能力の相違を考慮しています。

当監査法人では、研修担当パートナーを任命し、研修担当パートナーが上記の基本方針に基づいて、年間研修計画を策定しています。

当監査法人では、法人主催研修の企画および実施を行った実績があります。原則として、毎期法人主催研修を実施することとしています。

⑤ 人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）

・ 採用方針

当監査法人では、中堅及び中小規模の監査法人の経営基盤を考えると、監査業務の経験のない公認会計士試験合格者を採用して会計士として育成することは難しく、社会インフラ的にこの役割を担えるのは大手の監査法人のみであると考えています。そのため、大手の監査法人で一定の経験を有する公認会計士を途中で採用することを主な採用方針としています。

また、以下の要件を満たす人材を積極的に採用しています。

当監査法人では、監査対象となる一般事業会社での勤務経験を有する人材を監査の品質を高めるうえで重要な人材であると考え、このような経験を有する人材を積極的に採用しています。

当監査法人では、金融商品関係の会計処理は特に高度なものがあり、今後も難易度の高い論点が増加する可能性が高いと考えており、金融機関の監査の経験を有する公認会計士を積極的に採用しています。

当監査法人では、昨今、上場準備会社の監査業務が中小規模の監査法人での重要な業務となっている状況があり、当監査法人でも安定的な組織の拡大を目指す中で、上場準備会社の

監査業務を受嘱する可能性があると考えていることから、IPO 関連業務に精通した大手監査法人 IPO 監査事業部出身の会計士を積極的に採用しています。なお、当監査法人の理事長は、大手監査法人の IPO 監査事業部の出身となります。

- ・ 人事制度(人事評価含む)

当監査法人は中小規模の監査法人であり、職階の細分化はいたずらに意思決定を遅延させ、またコミュニケーションを阻害するとの観点より、パートナーと職員という職階のみを設けています。

人事評価については、監査業務の品質、職業的専門家としての倫理の遵守に重きを置いた人事評価を行うものとしています。なお、職員が職業的懐疑心を適正に発揮したかを十分に評価することとしています。

⑥ 人材の確保に向けての方針並びに記載すべき対応策がある場合のその内容

当監査法人では、監査の品質を維持向上させる観点より、大手監査法人出身者の大手繋がり縁故、公認会計士求人情報(公認会計士が主催する公認会計士及び公認会計士合格者向け求人サイト)への登録等を通じて、当監査法人が求める人材の確保に努めています。

⑦ 兼業・副業を認める場合その方針

当監査法人では、昨今の世の中の流れとして、副業を容認する傾向がありますが、単にこの流れに乗るものではなく、次に述べるような観点から利益相反や独立性を阻害する恐れのない兼業・副業を特に規制していません。なお、当監査法人の監査クライアントに対する業務の提供等を行う場合には、一般に独立性に疑義が生じる業務となるため、社員会の承認を得る必要があります。承認のうえ当該業務の提供を行った構成員は、関連監査クライアントの監査チームメンバーになることはできない旨を定めています。

兼業・副業(公認会計士業務に関連する業務)は、監査を実施する公認会計士としてのスキルを充実させるという人材育成の側面を有しており、かつ、監査法人の基盤となる構成員の経済的な独立性を強化するという側面を有していると考えています。

また、昨今の監査法人離れがある中での人材確保の観点からも、公認会計士業務に関連する兼業・副業を規制するべきではないと考えています。

なお、兼業・副業により、監査法人業務に関連する知識等が疎かにならないよう法人内で監査業務に関連する研修を行うことにより、最新の監査業務に関する知識の充実を図っています。また、兼業・副業の業務と当監査法人の監査業務との間で独立性に疑義が生じるような事象が発生していないか確認をするために、契約の新規の締結又は更新の都度、全職員に対して独立性の確認を行っています。

当監査法人のような中小規模の監査法人においては、監査法人の監査収入のみに依存すると、特定の監査クライアントからの圧力などにより監査意見の形成を阻害されるリスクを低

減するために設けられている 15%ルール(独立性保持の観点より特定のクライアントからの報酬が法人及びパートナーの収入の 15%を超えた場合に必要な処置を講じる必要がある)をクリアすることが一般に難しいと言えますが、パートナーによる兼業・副業は、当該 15%ルールをクリアし、監査意見の形成に必要な独立性の確保に資するものであると考えています。

なお、今後は、監査法人としての特定クライアントへの独立性の強化を行ううえで、無理に監査業務の新規受嘱を行うなどのインセンティブを軽減する意味でも、監査法人の業務として一般的なコンサルティング業務などを行うことも検討しています。

⑧ 専門要員に占める女性の割合

現在、当監査法人に女性はおりませんが、当監査法人は、女性の採用について中立であり、積極的に採用することも積極的に採用しないことも行っておらず、男性のみを採用するポリシーを採用しているわけではありません。

今後、女性の紹介、女性からの応募などがあれば能力、経験、人柄、品質への意識などを評価のうえ、当監査法人が採用に当たり必要とする基準に達する場合には、男性と同様の採用基準及び労働条件にて採用いたします。

「人的基盤」関連 AQI

「パートナー、職員ごとの一般事業会社での勤務経験人数」

職種	一般事業会社経験人数
パートナー	1 人
職員	4 人

「大手監査法人経験者数での勤務経験人数及び経験割合」

職種	経験人数	経験人数割合
パートナー	6 人	85.7%
職員	8 人	77.8%
合計及び平均	13 人	81.3%

「パートナー、職員ごとの金融機関に対する監査の経験人数」

職種	金融機関監査経験人数
パートナー	1 人
職員	3 人

「パートナー、職員ごとの上場準備会社に関する監査の経験人数」

職種	上場準備会社経験人数
パートナー	1 人
職員	2 人

大手監査法人の IPO 部門の出身となります。

「研修時間」

種類	年間累計時間
法人必修研修年間受講時間	25.3 時間

「公認会計士以外の資格保有者数」

職種	会計士以外資格保有者
税理士	11 人
IT 関連資格	2 人

(4) IT 基盤

① IT デジタル化に対する基本的な方針と現状

IT デジタル化に対する基本的な方針

当監査法人では、監査の品質を高次元で維持するとともに、監査を効果的、効率的に実施するリスクアプローチの観点より、そのために必要な IT ツールを利用するポリシーとしています。具体的には全職員を対象として法人が管理する PC を貸与し、法人独自のサーバーを構築しています。また、情報漏洩を防ぐ体制を整備し、IT ツールやデータの共有化により業務効率を向上できる体制を整備しています。

これにより、監査業務を行う上で必ず発生する形式的な作業に費やされる時間を大幅に削減することにより、深度のある実質的な監査手続きを実施することを可能にしています。これは、監査報酬単位あたりの形式的な作業時間が減少し、監査報酬に見合った監査品質の高い監査が行われていることを意味することになると考えています。

IT デジタル化の現状

当監査法人では、現状、中小規模の監査法人であるため、現時点では電子調書システムを導入しておらず、現在の課題として認識しています。なお、監査の現場においては、監査業務の効率化の観点より積極的に Excel の関数を利用した Excel 監査調書の作成を行っています。

監査業務上で入手したデータの保管には、法人独自のサーバーを利用しており、クライアントから入手した電子データを厳重に管理しています。また、紙媒体の調書については、品

質管理担当責任者が管理するロッカー外への持ち出しは禁止することにより情報漏洩リスクを低下させています。

② 今後の具体的な計画とその実行のための体制

当監査法人では、中長期的に監査の品質の維持向上を図るとともに独立性の強化するために組織規模を徐々に拡大して経営基盤をより安定化することを目標としています。この組織拡大の過程で、電子監査調書システムの導入を検討する方向で考えています。

「IT 基盤」関連 AQI

「IT 等への投資額」(※2023 年 7 月以降の累計額)

投資対象 IT 種類	金額
サーバー等	1,294 千円
貸与 PC	3,130 千円
その他	1,160 千円

「IT 監査関連業務経験公認会計士数」

経験 IT 関連業務種類	人数
大手監査法人 IT 監査部出身者	1 名

「IT 関連資格保有者数」

保有資格種類	人数
第二種情報処理技術者	2 名

(5) 財務基盤

① 財務状況を示す情報の開示

下記表に、当監査法人における財務面からの持続可能性の判断に必要な指標過去 2 期分の情報を記載しています。

自己資本比率が 2024 年 3 月期において低下していますが、これは品質管理体制を整備するために事務所移転、IT 投資を行ったためで、2025 年 3 月期において自己資本比率は正常な値となっています。2026 年度以降は品質管理体制を向上させる投資を行うに足る資金を確保する予算計画を立てており、当監査法人の財務面の持続可能性に問題はないと考えています。

当監査法人の各種財務指標

指標	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	14.8%	7.7%
自己資本比率	0.9%	21.9%
現預金保有割合	2.6 か月	3.6 か月

指標に関する解説

○ 最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度

クライアントとの馴れ合い防止など高度な独立性を維持する観点より、当監査法人の報酬依存度算定の分母となる収入総額は、当監査法人の収益や各パートナーが個人で行う業務の収入などの合計としています。

○ 自己資本比率

自己資本比率が高いことは、返済の必要がない資産の割合が高いことを示しており、監査法人の財務基盤が安定的であり、中長期的に継続可能な財政状態であることを示しています。

そのため、自己資本比率が高いことは監査法人が持続的な発展を遂げるうえで重要な指標となります。また、自己資本比率が高いことにより、監査法人の規模などに見合わない無謀なクライアントの受嘱を回避し、安定的な品質の監査業務を提供することに資することになります。

○ 現預金保有割合

期末現預金残高が年間業務費用の何カ月分に相当しているかの割合を現預金保有割合として算定しており、自己資本比率と同様に、監査法人の財務基盤の安定性を評価するうえで重要な指標であると考えています。当監査法人においては、現預金余裕割合の目安として1.5か月としており、これを達成しています。

なお、大手監査法人では、おおよそ2か月～3か月程度の水準となっています。

② 倫理規則に規定される報酬依存度に対する監査事務所としての現状、仮に報酬依存度 15%を超えているような関与先がある場合、その解消に向けての具体的な方策

当監査法人の規程に基づき計算を行った結果、報酬依存度が 15%を超えている関与先はありませんが、現在、報酬依存度算定の分母となる収入総額の範囲について一部検討中の論点があり、当該検討の結果によっては報酬依存度 15%を超える可能性があります。その場合、当該状況を解消するための中長期経営計画を立案・実行してまいります。

(6) 国際対応基盤

① 海外取引、海外子会社等の監査に対する現状の体制

当監査法人は、海外ファームとの提携は行っておらず、海外子会社等の監査については、基本的に海外子会社の監査人にインストラクション(監査法人から他の監査法人への監査業務の指示書)の送付を行い、海外子会社監査人からの監査結果の報告を受け、これを当監査法人の監査に活用しています。なお、必要に応じて、当監査法人の監査チームメンバー自らが適時適切に各海外拠点に往査しています。また、海外取引については、必要に応じて残高確認状の発送や、海外拠点の往査時に海外取引の状況を確認しています。

② 今後、海外取引、海外子会社等の監査についての監査事務所としての方針

現在、海外ファームとの提携を行う予定はありませんが、今後の事業規模の拡大の局面において、品質管理の向上の観点から海外ファームと提携すべき状況が生じた場合、提携の要否を検討する方針です。

現在の課題として、海外の監査人とのやり取りや海外拠点への往査を理事長が行っているため、同様の業務を他の専門職員でも実施できるよう、語学力のある監査スタッフを採用して教育していく必要があると認識しています。

「国際対応基盤」関連 AQI

「海外勤務経験者人数」

職種	人数
パートナー	1 人
職員	0 人

(7) その他

① 通報制度の利用状況

当監査法人では、ホームページ上において監査ホットラインとの名称で通報制度を設けています。この通報制度は、法令違反（不正・粉飾、公認会計士の独立性、インサイダー取引等）について広く情報提供を求め、監査業務の品質の向上を図ることを目的とした情報窓口となります。

なお、直近事業年度において、当監査法人が設定している通報制度の利用された実績はありません。

② 当年次報告書の対象期間

当年次報告書(本編)、(別紙)の報告対象期間は、2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日となります。

以 上